

図表2-1-15 自立支援教育訓練給付金事業による就業実績の状況

	総数	就業状況		
		常勤	非常勤・パート	自営業・その他
平成15年度	89件	27件	57件	5件
(4月～12月)	31件	6件	24件	1件
平成16年度	938件	278件	565件	95件
(4月～12月)	522件	162件	315件	45件
平成17年度	1,810件	624件	1,034件	152件
(4月～12月)	1,087件	312件	673件	102件
平成18年(4月～12月)	1,155件	417件	653件	85件
合計	3,992件	1,346件	2,309件	337件

資料:厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(3) 高等技能訓練促進費事業

看護師、介護福祉士、保育士などの資格は、母子家庭の母の就職の促進に効果が高いこともあり、取得の促進が求められている。その一方で、これらの資格を取得するための養成機関においては、一定の期間、昼間に授業を行うこととなっている場合が多いため、生計の担い手でありその収入が途絶えると生活を維持することが難しくなる母子家庭の母にとっては、受講それ自体が難しい状況にある。

こうしたことから、母子家庭の母の受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、平成15(2003)年度から、看護師等の養成機関で2年以上修業する場合に、その一定期間(修業期間の最後の3分の1の期間(上限12か月))、高等技能訓練促進費(月額10万3千円)を支給する高等技能訓練促進費事業を実施している。

実施主体は、地方公共団体(都道府県、市及び福祉事務所設置町村)であり、対象となる資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士及び作業療法士など、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める資格を指定することとなっている。

また、高等技能訓練促進費のほか、母子寡婦福祉貸付金において、無利子で生活資金や技能習得資金の貸付けを利用することができ、これにより、受講期間の全期間にわたる経済的な支援を行っている(図表2-1-16)。